

事務連絡  
令和2年10月30日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 保育主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所  
に対する指導監査の実施に関する直近の対応について

保育施策の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

指定都市及び中核市が設置する保育所に対する指導監査の実施主体に関する取扱いについては、これまで、「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」（令和元年5月30日付厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡。以下「令和元年事務連絡」という。）において、「指定都市等が設置者である公立の保育所の監査権限等については、指定都市等に移譲されておらず、都道府県が指導監査を行う仕組みとなっている」とお示ししていたところです。

しかしながら、今般、上記の取扱いについて疑義が生じたため、総務省自治行政局とも協議の上、改めて取扱いを整理し、「指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監査の実施主体について（周知）」（令和2年10月30日付け子保発1030第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知。以下「10月30日通知」という。）において、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が設置する保育所に対する指導監査については、当該指定都市等の長が自ら行うものであることとお知らせしたところです。

指定都市等が設置する保育所に対する指導監査の実施主体に関する取扱いに訂正が生じることに伴い、保育施策の実務に混乱を招きましたことについて、深くお詫び申し上げます。

つきましては、指定都市等が設置する保育所に対する令和2年度の指導監査について、10月30日通知の3.の整理に基づき、指定都市等の長が行うよう可能な限りご対応いただくことが望ましいですが、遅くとも、令和2年度中に実施体制を整えた上で令和3年度から実施するようご対応をお願いいたします。なお、都道府県が今後指導監査を行うことを予定している場合には、当該指導監査については実施しないようお願いいたします。

また、令和元年事務連絡の3（2）に基づき、指定都市等が設置する保育所に対し、令和元年度又は令和2年度に既に都道府県が指導監査を行っている場合には、指定都市等におかれましては、監査結果の内容を参考として、保育所の運営等について適切にご対応いただくようお願いいたします。なお、この場合において、都道府県が当該指導監査の結果を踏まえ、児童福祉法第46条第3項及び第4項に基づく勧告及び命令を行うことはできないものと解しますのでご留意願います。